

2022年度

出雲市移住促進住まいづくり助成金

Uターンを支援します！

ご案内

【R4.8.29改】



子育て世帯及び新婚世帯に該当するUターン者や、過疎地域及び辺地地域等（自然豊かな地域）へのUターン者が、出雲市へ定住する目的で住宅を建築、又は購入（新築住宅）を行う場合に、予算の範囲内で固定資産税・都市計画税相当額の助成金を交付します。

※工事着手や購入契約の前に申請が必要です。

お問い合わせ先

〒693-8530 島根県出雲市今市町70

出雲市総合政策部縁結び定住課（出雲市役所5階）

TEL / (0853) 21-6629

FAX / (0853) 21-6599

メールアドレス / teijyu@city.izumo.shimane.jp

出雲市の魅力発見！



いずもな暮らし



<http://izumonakurashi.jp/>

◆□◆□◆ 助 成 内 容 ◆□◆□◆

1. 助成対象者・・・次の①～⑤すべてに該当する方、及び⑥～⑧いずれかに該当する方

- ① 現在、出雲市外在住の方又は出雲市へ転入して3年以内の方
- ② 出雲市外に5年以上引き続き居住している方（出雲市へ転入して3年以内の方は、転入前に出雲市外に5年以上引き続き居住していた方）
- ③ 今後、対象住宅に5年以上継続して居住する見込みのある方
- ④ 出雲市税を滞納していない方
- ⑤ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員でない方
- ⑥ 新婚世帯（認定年度の4月1日において、婚姻の日から5年未満の夫婦が同居している世帯）
- ⑦ 子育て世帯（認定年度の4月1日において、18歳以下の子どもが同居している世帯）
- ⑧ 自然豊かな地域居住世帯（7ページに定める自然豊かな地域に居住する世帯）

2. 助成対象事業・・・・・・住宅の建築、又は購入（中古住宅を除く）

- 建築の場合は工事着手、購入の場合は購入契約の前に申請が必要ですのでご注意ください。
- 市内に本店、または営業所等を有する法人（※）、市内に住所を有する個人事業者のうち、住宅の建設を業とする者又は宅地建物取引業法に基づく免許を受けている者を利用する場合に限ります。
※出雲市役所に法人設立（開設）届を提出している業者
- 併用住宅及び集合住宅の助成対象経費は、個人住宅部分に限ります。（算出できない場合は、床面積の按分により算出します）

3. 助成内容

固定資産税・都市計画税相当額（5年間助成）上限10万円／年
※毎年度、固定資産税・都市計画税相当額を納付された後、助成金を交付します。

4. その他

助成金の交付決定後、転出や転居又は当該住宅の取り壊しや売却をしたときは、助成金の交付決定を取り消し又は中止する場合がありますので、ご承知おきください。

出雲市移住促進住まいづくり助成金申請の手続き

①**事業認定申請**：「出雲市移住促進住まいづくり助成金認定申請書」を提出してください。

【添付書類】

- 事業認定の申請日に市外に5年以上引き続き居住していること、又は本市転入日以前に市外に5年以上引き続き居住していたことが確認できるもの（戸籍の附票等）
- 助成対象事業に係る見積書（積算内容が確認でき、市内業者の業者名、所在地、代表者名の記載があるもの。）
- 位置図、平面図および立面図
- 住宅建築工事同意書（宅地所有者と助成対象者が異なる場合のみ）と土地の登記事項証明書
- 事業認定申請年度の4月1日において、18歳以下の子との同居、又は婚姻の日から5年未満の夫婦の同居が確認できるもの（世帯全員の続柄の記載がある住民票）
- 新婚世帯は、認定年度の4月1日において、婚姻届を提出してからの期間が5年未満であることの確認ができるもの（戸籍抄本等）



②**事業認定**：書類審査後、「出雲市移住促進住まいづくり助成金認定通知書」をお送りします。



③**事業開始**：認定通知書の受取後、購入契約や工事に着手してください。

※認定事項に変更が生じる場合は、「出雲市移住促進住まいづくり助成金認定変更・中止申請書」を提出してください。



④**事業完了**：工事又は購入完了後、速やかに「出雲市移住促進住まいづくり助成金実績報告書」を提出してください。

※実績報告書の用紙は、「②事業認定」で送付する認定通知書と一緒に送ります。

【添付書類】

- 工事請負契約書又は住宅購入契約書の写し
- 工事代金又は住宅購入代金の領収書等の写し
- 助成事業の成果が確認できる写真
- 建築確認が必要な建築行為の場合は、検査済証の写し
- 対象住宅に住所を移したことが確認できる書類（世帯全員の続柄の記載がある住民票）
- 土地及び建物の不動産登記簿謄本（登記事項証明書）



【該当固定資産税等課税年度】

⑤助成金交付申請：「出雲市移住促進住まいづくり助成金交付申請書」を提出してください。

（毎年5月頃に申請関係用紙を郵送します。）

【添付書類】

- 固定資産税・都市計画税 納税通知書兼課税明細書の写し
- 市税を滞納していない証明（滞納のない証明）



⑥交付決定：書類審査後、「出雲市移住促進住まいづくり助成金交付決定通知書」をお送りします。



【固定資産税等納付後】

⑦助成金請求：「出雲市移住促進住まいづくり助成金交付請求書」を提出してください。

【添付書類】

- 固定資産税・都市計画税を納付したことが確認できるもの



⑧助成金交付：概ね3～4週間後、助成金を指定口座に振り込みます。

※固定資産税・都市計画税課税年度以降は、毎年⑤及び⑦の手続きが必要となります。

【添付書類について】

○事業認定の申請日に市外に5年以上引き続き居住していること、又は本市転入日以前に市外に5年以上引き続き居住していたことが確認できるもの

戸籍の附票（※本籍地のある市役所住民担当課で交付） 《有料》

※住民票上の住所の履歴が記載されているものです。ただし、戸籍の改製等があると、住所履歴の記載が5年未満の場合もありますので、その際は、2通以上必要となります。

○子育て世帯：事業認定の申請日の属する年度の4月1日において、18歳以下の子との同居が確認できるもの

○新婚世帯：事業認定の申請日の属する年度の4月1日において、婚姻の日から5年未満の夫婦の同居が確認できるもの

世帯全員の続柄の記載がある住民票（※現在の住所地の市役所住民担当課で交付）《有料》

【窓口】本庁：市民課

各行政センター：市民サービス課

○新婚世帯：婚姻届を提出してからの期間が5年未満であることの確認ができるもの

戸籍抄本（※本籍地のある市役所住民担当課で交付） 《有料》

○宅地所有者と助成対象者が異なる場合

住宅建築工事同意書

○対象住宅に住所を移したことが確認できる書類

世帯全員の続柄の記載がある住民票 《有料》

【窓口】本庁：市民課

各行政センター：市民サービス課

○ **固定資産税・都市計画税 納税通知書兼課税明細書**の写し（毎年4月 資産税課から郵送）

市資産税課から郵送される課税明細書を持参いただければコピーします。

紛失した場合は、「**名寄帳の写し**」《有料》が必要です。

【窓 口】本 庁：資産税課

各行政センター：市民サービス課

○ 市税を滞納していないことが証明できるもの

滞納のない証明 《有料》

【窓 口】本 庁：市民税課

各行政センター：市民サービス課

○ 固定資産税・都市計画税を納付したことが確認できるもの

窓口納付・・**領収書**

口座振替・・**口座振替済のお知らせ又は通帳の引落箇所の写し**

領収紛失・・**納税・納付証明書（証明日は3月31日が最終）**《有料》

【窓 口】本 庁：市民税課

各行政センター：市民サービス課

出雲市移住促進住まいづくり助成金 自然豊かな地域の一覧

地域	地区名	町名またはエリア	
出雲	古志	古志の一部（上新宮）※	
		上津	西谷町
			上島町
	船津町		
	稗原	野尻町	
		稗原町	
		宇那手町	
	朝山	馬木町	
		朝山町	
		所原町	
		見々久町	
	乙立	乙立町	
	佐田	須佐	朝原
須佐			
原田			
大呂			
反邊			
吉野			
窪田		一窪田	
		毛津	
		佐津目	
		高津屋	
		下橋波	
		上橋波	
		東村	
		八幡原	
		多伎	多伎
多伎	神原		
	奥田儀		
	口田儀		
	小田		
	多伎		
	久村		
湖陵	湖陵	畑村	
大社	日御碕	日御碕	
		宇龍	
	鶺鴒	鶺浦	

地域	地区名	町名またはエリア
平田	西田	本庄町
		万田町
		奥宇賀町
	鰐淵	河下町
		唐川町
		別所町
		猪目町
	久多美	東郷町
		久多見町
		野石谷町
		上岡田町
	檜山	岡田町
		多久谷町
		多久町
	東	園町
		鹿園寺町
		小境町
	北浜	小津町
		十六島町
		釜浦町
		塩津町
美保町		
佐香		三津町
	小伊津町	
	坂浦町	
伊野	地合町	
	野郷町	
	美野町	
斐川	莊原	学頭の一部（畑辺地）※
	阿宮	阿宮
	出西	上出西第一自治会※

- ・ 65町と3エリア（※一部辺地指定地域）を指定。（令和4年度～令和6年度（予定））
- ・ 相当な変動がある場合には見直す場合があります。

◆◎◆◎◆ 問合せ先 ◆◎◆◎◆

出雲市役所

縁結び定住課 定住促進係

電話：0853-21-6629

Fax :0853-21-6599

Email:teijyu@city.izumo.shimane.jp